

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

- 目次
- 訓令 果金庫印の設定
- 鳥取県守衛制服規程
- 鳥取県勞政事務所処務規程
- 告示 県出納員委任事項

## 訓令

鳥取県訓令第十三号

庁 中 一 般  
 各 命 令 者  
 收 支 命 令  
 出 納 員 長  
 出 納 員  
 庫 員 長

果金庫の印章を次のように定め、昭和二十八年七月一日から適用する。

昭和二十五年六月鳥取県訓令甲第九号及び第十号は昭和二十八年六月三十日限り廃止する。

昭和二十八年七月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

果金庫印章

鳥取県本  
 (何々支)  
 金庫之印

縦 横それぞれ十九ミリメートル

果金庫領收印章



直徑 十二ミリメートル  
年月日の字体は算用数字を用いる

備考 派出所の印章は右に準ずる。

鳥取県訓令第14号

庁 中 一 般

鳥取県守衛制服規程を次のように定める。

昭和二十八年七月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 木

武

鳥取県守衛制服規程

(この規程の目的)

第一条 この規程は守衛の服装及び貸与する品目(以下「貸与品」という)について定めることを目的とする。

(服装の意義)

第二条 守衛の服装とは帽、上衣、ズボン、ワイシャツ、ネクタイ及び靴を着用し所定の腕章を用いることをいう。

2 前項の規定にかかわらず、夏季には開襟シャツを用

いることができる。

(服装)

第三条 すべて服装は守衛の表徴であることに深く留意し常に清潔端正であつて服装を通じて品位の向上に努めるとともにその保存管理に関しては細心の注意を払わなければならない。

(服制)

第四条 守衛の服制は別表のとおりとする。

(勤務中の服装)

第五条 守衛は、勤務中常時第二条の服装をしていなければならない。

(制服の着用期間)

第六条 制服は、冬服及び夏服とし、その着用期間を次のように区分する。

一 冬服 毎年九月十日から翌年六月九日まで

二 夏服 毎年六月十日から九月九日まで

2 前項の期間は気候の状況によつて変更することができる。

(貸与品)

第七条 貸与品は次のとおりとする。

一 帽

二 冬服

三 夏服

四 腕章

(貸与品の貸与時期、貸与期間及び修理区分)

第八条 貸与品の貸与期間は貸与した月から二十四箇月とし、月をもつて計算する。

2 貸与期間を経過した貸与品については所屬長においてその損耗程度を検討し新たに貸与する必要がないと認める場合には前項の規定にかかわらず貸与期間を延長することができる。

3 貸与期間中における貸与品の修理費は貸与を受けた者の負担とする。

(貸与品の給与)

第九条 貸与期間を経過し前条第二項に該当しない貸与品は帽及び腕章を除き貸与を受けた者に給与する。

(貸与品の返納及び特別給与)

第十条 貸与品は守衛がその職を免ぜられたときは本人から、死亡したときはその遺族からそれぞれ一週間以内に所屬長に返納しなければならない。

2 前項の場合所屬長において本人又は遺族に給与することを適当と認めるときは帽及び腕章を除き本人又は遺族に給与することができる。

(貸与品の亡失又は破損)

第十一条 守衛が公務に基き又は避けがたい事由によつて貸与品を亡失又は、甚だしく破損した場合は更に貸与品を貸与することができる。

2 前項に規定する事由以外の亡失又は破損については本人において弁償するものとする。

附 則

1 この訓令は公布の日から施行する。

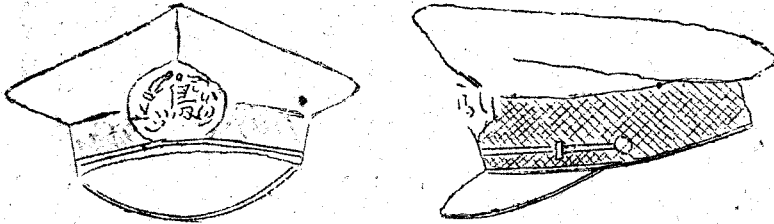
2 鳥取県守衛服務規程(昭和二十七年八月鳥取県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除  
別表

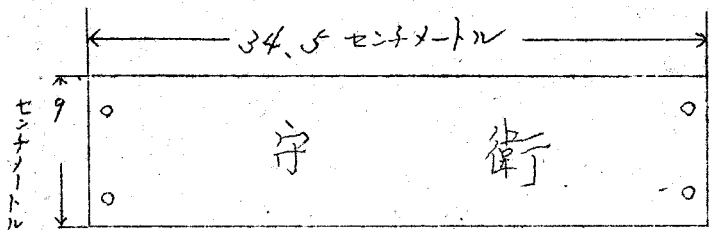
品目		区分		摘要
上(冬服)衣		上(冬服)衣		濃紺のサージ
襟章	前面	襟章	前面	
式	製	式	製	
襟章	前面	襟章	前面	
左えりに果職員徽章をつける。	開きん、剣えり 胸部は二重とし地質色ボタン各三箇を二行につける。前面の左に二箇、右に一箇内右に一箇のポケットにはふたをつける。	左えりに果職員徽章をつける。	開きん、剣えり 胸部は二重とし地質色ボタン各三箇を二行につける。前面の左に二箇、右に一箇内右に一箇のポケットにはふたをつける。	
上衣と同様とする。	長ズボンとし裾口は二重とする。両も及び右側後方に各一箇のポケットをつけ後方のポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。	上衣と同様とする。	長ズボンとし裾口は二重とする。両も及び右側後方に各一箇のポケットをつけ後方のポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。	
	ラクダ色の綿布			
	開きん、剣えり 胸部は二重とし地質色ボタン各三箇を二行につける。前面の左に二箇、右に一箇内右に一箇のポケットをつけポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。			
	左えりに果職員徽章をつける。			

品目		区分		摘要
上(夏服)衣		上(夏服)衣		濃紺のサージ
襟章	前面	襟章	前面	
式	製	式	製	
襟章	前面	襟章	前面	
上衣と同様とする。	長ズボンとし裾口は二重とする。両も及び右側後方に各一箇のポケットをつけ後方のポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。	上衣と同様とする。	長ズボンとし裾口は二重とする。両も及び右側後方に各一箇のポケットをつけ後方のポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。	
	黒又は濃紺のラシヤ			
	凹型として黒革製前ひさし及び黒革製あごひもをつける。あごひもの両端は帽の両側において金色ボタン各一箇でとめる。			
	帽の周囲には黒色斜子線をつけ、守衛長は金線二条、副守衛長は金線一条をつける。夏は白布のおおいをつけることができる。形状は別図のとおりとする。			
	金色「鳥」の字体をモール製金色襷でつつむ。台地は黒又は濃紺のラシヤとする。形状は別図のとおりとする。			
	青色のラシヤ			
	中央部に左から右へ白色ラシヤをもつて次の文字を縫入れる。 守衛長、副守衛長、班長、守衛 形状は、別図のとおりとする。			

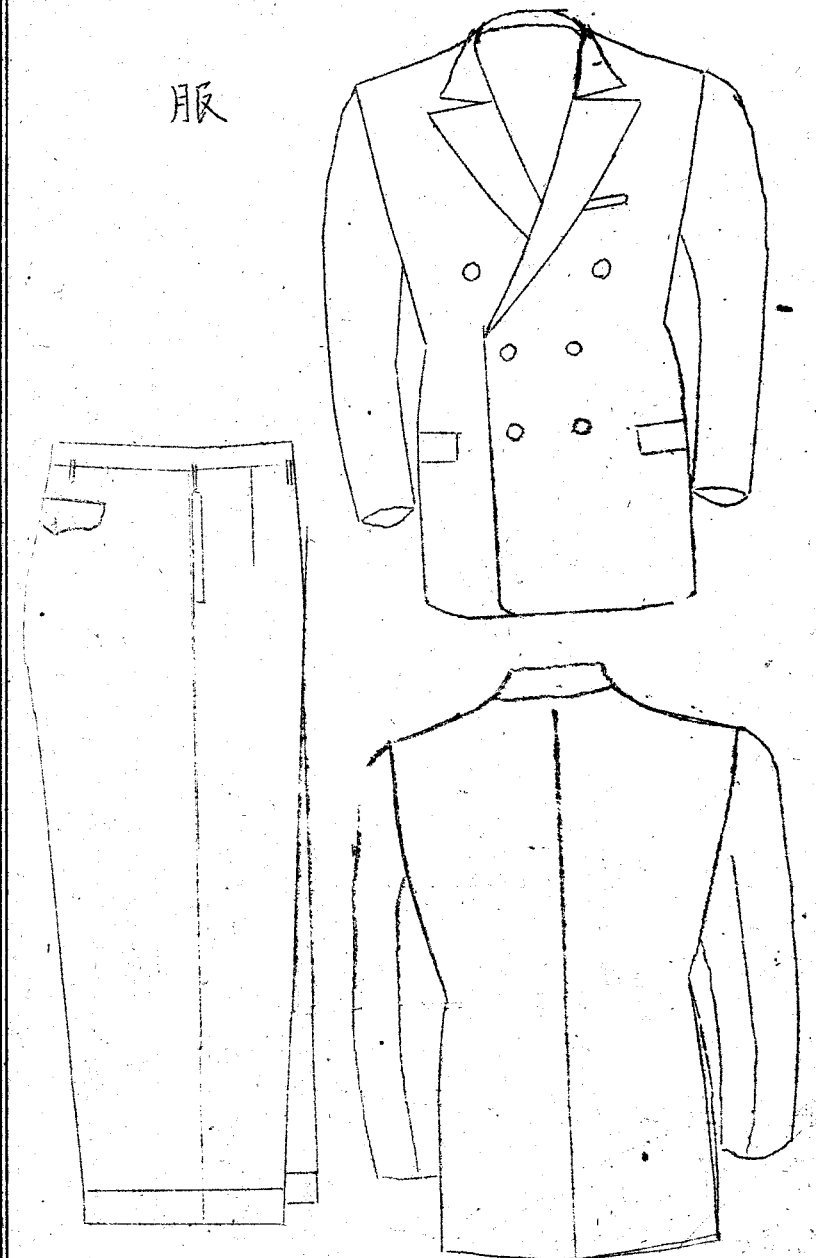
帽



腕章



服



鳥取県訓令第十五号

劳政事務所 長

鳥取県劳政事務所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年七月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県劳政事務所処務規程

(総則)

第一条 劳政事務所(以下「事務所」という。)の処務については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

(組織)

第二条 事務所に所長の外所員若干人を置く。

(職務の代行)

第三条 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した所員がその職務を代行する。

2 前項の規定により代行した事項については、遅滞なく後関を受けなければならない。

(事務処理)

第四条 事務の処理については、鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)及び鳥取県文書編纂保存規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十号)の例による。

(服務)

第五条 服務については、鳥取県庁職員服務心得(昭和五年二月庁訓第六号)の例による。

(施行規定)

第六条 この規程に定めるものの外事務の処理については、必要な事項は、所長において、別に規程を定め知事承認を受けなければならない。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 鳥取県劳政事務所処務規程(昭和二十二年七月鳥取県訓令甲第二十九号)は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項の規定に基づき出納長をしてその事務の一部を県出納員に委任させた事項は次のとおりである。

昭和二十八年七月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 各解及び市の出納員に委任させた事項

その解及び市に所属する現金、有価証券及び物品の出納保管その他の会計事務

二 分任出納員に委任させた事項

特に命ぜられた出納その他の会計事務

英文タイプライター  
東和タイプライター山陰代理店  
計算器・玉屋測量器  
販賣修理

有限  
会社

# 雑賀タイプライター商會

米子タイプピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地  
電話(米子)一〇二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取